

**令和3年度 大阪府障がい者施策推進協議会
意思疎通支援部会 盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ 議事概要**

■日 時：令和4年2月7日（月）13:00～15:00

■場 所：大阪府庁別館6階 福祉総務課会議室

■出席委員（五十音順・敬称略）

- ・河合 茂尚 盲ろう者等社会参加支援センター
社会福祉法人大阪障害者自立支援協会 相談室長
- ・愼 英弘 四天王寺大学 名誉教授【座長】
- ・中本 謙次 盲ろう者等社会参加支援センター連携機関
NPO 法人ヘレンケラー自立支援センターすまいる 理事長
- ・古田 朋也 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 議長

■大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ運営要綱について

（事務局）

資料1により説明

（委員）

- ・改正内容について異論はないが、出席できない場合もあるので、代理出席を認めるようにしてほしい。その規定を要綱に追加してほしい。
- ・連携機関は二つしかなく、今後もどちらか一つ、もしくは二つとも出席できないという状況が起こりえる。

（委員）

委員が2人欠席した場合、3人で審議することになる。代理出席について事務局で検討してほしい。

（事務局）

- ・委員については委嘱している。委員委嘱は所属機関ではなく、個人に委嘱しているため、欠席の場合の代理出席は認められない。
- ・大阪府の附属機関条例に基づく取扱いのため、代理出席を認めることはできない。

（委員）

国の会議でも代理出席を認めている。府の規定で認められないというのであれば、その規定から見直すべき。

【盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ運営要綱改正についてのまとめ】

- ・案のとおり令和4年2月7日付で施行。
- ・代理出席について事務局で検討する。

■議題1 盲ろう者通訳・介助者の養成について

資料2 令和3年度盲ろう者通訳・介助者確保事業

(事務局)

資料2により説明

(委員)

- ・今年度から現任研修で修了試験が行われるようになり、聴覚に障がいがある通訳・介助者から日本語の文書がわからないという話を聞く。
- ・聴覚に障がいがあるからといって試験を免除すべきということではないが、聴覚に障がいがある人にもわかりやすい文書にするなど、工夫してほしい。

(委員)

試験問題についてはわかりやすい表現・構成に留意している。

(委員)

- ・養成研修の受講は、以前は手話に精通している人、点字に精通している人を対象としていた。その時は、受講者のうち修了者は100%に近かった。
- ・今年度はすでに11人が辞めており、原因を考えるべき。
- ・以前、委員から、養成研修の対象者は広く募集すべきとの意見があり、手話を知らない人、点字を知らない人も対象とすることになったが、結果、修了者が減ってしまった。
- ・元に戻して、手話の初級を習得している人や点字の仕組みを知っている人を受講対象とするように検討できないか。来年度や再来年度に検討し、質の高い人を養成してほしい。

(事務局)

- ・養成研修については、過去はコース分けを行い実施していたが、本ワーキンググループで広い知識を備えたエキスパートを養成すべきという意見があり、コースを廃止した。
- ・今年度の受講者は、通訳・介助以外に仕事をしている人も多く、休暇や予定の都合がつかなくなり辞めたと報告を受けている。

(委員)

- ・養成研修の現場実習2については、個々の盲ろう者に適切に対応するスキルの獲得となり、盲ろう者からも良い取り組みだとの声もあった。
- ・その一方で、行き帰りを含めた丸一日の研修のため、受講生への指導だけでなく、盲ろう者の動きにも注視するなど、負担が大きいとの声もあった。
- ・養成研修の一部だが、外出実習と位置づけ、往復の謝金を認めるなど予算確保をしてほしい。

(委員)

実習を担当する通訳・介助者は1日拘束される。講師として盲ろう者の状況、受講生の通訳・介助の状況をチェックしており、普段の通訳・介助とは異なる内容であるにも関わらず、講師としての謝礼が支払われないのはおかしい。

(事務局)

- ・現場実習には実施機関から連携機関に対し協力金を支払っている。
- ・負担感があるという意見については承った。その負担感をどうしていくかは、実施機関と検討していく。

(委員)

- ・現場実習1を導入することになった際、協力金を支払うことになった。金額の根拠はない。現場実習2が追加される際、増額はしていない。
- ・昨年度のワーキンググループで、協力金の金額について委員より高額というご意見もあった。

【議題1 資料2についてのまとめ】

- ・修了試験の問題については、引き続き、わかりやすい表現・構成に留意する。
- ・養成研修の受講対象者やコース分けについては関係機関と協議し、検討する。
- ・現場実習の講師謝礼等については、関係機関と協議し、整理する。

資料3 現任研修について

(事務局)

資料3により説明

- ・昨年度の事故事例や今年度起こった不適切事例などをふまえ、免除規定の改正を検討。
- ・案は雇用契約に基づき事業所で研修が実施されている場合は、現任研修と同等、それ以上の研修を受講していると思なすことができるため、現任研修の受講を免除するという内容。

(委員)

- ・変更案には反対。活動実績に応じた免除規定を削除するのではなく、人権意識に問題がある場合や、不祥事を起こした通訳・介助者のみ研修を受講するようにすべき。
- ・日頃の活動をしっかり捉えていく仕組みや、ヒヤリハット等の情報を集め、周知・研修していく仕組みが必要。
- ・現行の免除規定に「やむを得ない場合を除き」を追加すべき。やむを得ない理由により活動実績がない月がある通訳介助者は、事前に、盲ろう者等社会参加支援センターに申し出を行い、承認を得ることで免除することにはどうか。

(委員)

- ・変更案には反対。毎月活動していて、事故やトラブルが発生していないのであれば、研修の受講という負担を増やす必要はないと思う。
- ・研修だけでは事故やトラブルは防げない。本派遣制度は自選が中心のため、日頃の活動状況が見えにくい点が問題。

- 普段の活動でヒヤリハットが起きていないか、トラブルになっていないかを活動報告で求め、度々トラブルを起こしている人や、障がいに対する理解のない人は研修すべき。
- 現任研修を全員に受講させたからといって解決されるものではない。

(委員)

- 報告書で活動内容は把握することはできるが、ヒヤリハットがあったかどうかは、記載がなければわからない。
- 事故が起こってからでは遅い。そもそも免除規定を設けることには反対した。
- 現任研修は通訳・介助者の資質向上に繋がるもの。それを当事者が反対する理由がわからない。
- 資質は1回や2回の研修で向上するものではない。その1回の研修すら廃止するというのは、盲ろう者の生命を脅かすもの。研修は不要、やりたくないという理由がわからない。

(委員)

- 研修だけでは意味がないという趣旨。研修より当事者から意見を聞く、通訳・介助に同行してチェックするなどの仕組みが必要だと思う。
- 現場の状況を吸い上げる仕組みが必要。
- 現案は、研修だけに頼ったものに見える。研修を実施するのであればそれはそれで良いが、根本的な見直しをすべき。

(委員)

- 令和2年度は通訳・介助者が盲ろう者を転倒させるといった事故が2件発生した。今年度は養成研修の通訳介助実習で、十分な通訳を行わず不適切な事例も発生した。
- これらの通訳・介助者は全て免除が適用される人。免除に該当する活動実績が多い人でも、こうした事案が発生することをふまえ、少なくとも3年に1度は通訳・介助の在り方を振り返ってもらい、再確認してもらう必要があると思う。見直し案に賛成。

(委員)

現任研修の免除そのものが不要。職員であっても研修を受講すべき。職員が多忙な状況は聞いているが、3年に1度、1～2時間の研修に参加することはそれほど負担にはならないと思う。職員であっても人権研修だけは全員受講するようにすべき。

(委員)

- 昨年の転倒事案を受け、ヒヤリハットの様式を定め、通訳・介助者に報告を求めている。
- 現任研修では転倒事案について取り上げ、発生の経緯を紹介することで、再発防止に努めている。
- 活動している通訳・介助者には活動手当の明細書を送付する際、事故事例についてもお知らせし、注意を促している。

【議題1 資料3についてのまとめ】

- 現任研修の免除規定については、事務局で再度検討する。
- 実態把握を行う仕組みとして、今年度から通訳・介助者に事故・ひやりはっと報告を求めている。仕組みが浸透するよう、周知・徹底に努める。

資料4 現任実習意向確認アンケート

(事務局)

資料4により説明

(委員)

- ・抹消することに異論はない。
- ・登録者数だけみると500人弱の通訳・介助者がいることになるが、登録している盲ろう者は約100人。議会などでまだ通訳・介助者を養成するののかという指摘を受ける可能性があるため、登録者は精査すべき。

(委員)

- ・自選の弊害だと思うが、特定の人に通訳・介助を依頼する傾向がある。
- ・活動できていない人にアプローチして活動できるように働きかけることはできないか。

(委員)

- ・通訳・介助者の選定を行う際、できるだけ活動実績の少ない人を調整するようにしている。
- ・上手くマッチングできれば活動に繋がるが、都合がつかなければ繋がらないのが実情。

(委員)

- ・半分は自選、半分はコーディネートという仕組みを検討してほしい。新人の通訳・介助者の活動機会が増える。
- ・当事者から反対があるかもしれないが、今後のことを思うと、自分のために新人を経験豊富な通訳・介助者に育てていくという考えも必要だと思う。

(委員)

- ・自選枠の他に他選枠を設け、コーディネートしていくべき。
- ・違う人が介入することで問題点などを吸い上げることができる。
- ・比率については検討が必要だが、そうした仕組みにすることで、活動実績の少ない人の機会の創出に繋がり、事業としても良い方向に繋がると思う。

【議題1 資料4についてのまとめ】

- ・通訳・介助者の選定方法については関係機関と協議し、検討する。
- ・活動意向が未回答の通訳・介助者には再度確認を行い、意向に基づき、現任実習の実施、登録抹消の手続きを進める。

■議題2「盲ろう者通訳・介助者の派遣について」

資料5 盲ろう者通訳・介助者の派遣について

(事務局)

資料5により説明

※委員からの意見なし

【議題2 資料5についてのまとめ】

- 登録が無効の通訳・介助者は派遣要綱第14条第3項に基づき、年度末に登録の抹消を行う。
- 現任研修の未受講者のうち、辞退届の提出があった通訳・介助者は、速やかに登録の抹消を行う。
- 辞退届未提出及び連絡がない通訳・介助者は、派遣要綱第14条第3項に基づき、年度末に登録の抹消を行う。

資料6 盲ろう者の高齢化に伴う対応について

(事務局)

資料6により説明

(委員)

- 60代以上の利用者が70%と、高齢化が進んでおり、対策を講じるべき。
- 高齢化で2人対応が必要な利用者については、国に対して2人派遣を認めるよう働きかけるとともに、府においても個々の状況に応じて柔軟に2人派遣を認めてほしい。
- 事故の未然防止のために、少なくとも当面は運用面において状況に応じて柔軟な対応をしてほしい。

(委員)

- 若い盲ろう者の中にも重度の平衡障がいにより通訳・介助者1人では危険な場合もある。
- 平衡障がい重い人も2人派遣を認めてほしい。
- 現時点で国が認めていないことは承知しているが、今後認めてもらえるよう働きかけてほしい。

(委員)

- 他の障がいに比べて急速に高齢化が進んでいると思う。
- 通訳・介助は通訳と介助がセットであり、2人でそれぞれ行うので、何が問題なのか不明。引き続き国に働きかけてほしい。
- 府として2人派遣を認めないということであれば、同行援護をセットで利用できるよう、府が市町村に働きかけるべき。
- 2人支援が必要なところを1人で対応していて、事故が起こった場合、府の責任。
- 知的障がいがある人や身体障がいがある人の介護は2人派遣を認める場合が定められている。
- 府は当事者の状況を把握し、2人派遣が必要と判断される場合は保障すべき。

(委員)

車椅子利用者であれば 2 人介助はあり得ると思うが、高齢だから 2 人介助という話にはならない。

(委員)

- ・もちろんそのとおり。個々の状況を把握し、判断すべき。
- ・本派遣制度は、検証がされておらず、事故が起こりえる。状態をとらえて必要な介助を把握していくべき。

(委員)

- ・2 人派遣が必要な状態かの把握はできていない。
- ・車椅子利用者の中には登録時点では車椅子は利用しておられなかったが、年齢を重ねる中で車椅子を利用するようになった人もいる。

(委員)

- ・車椅子を利用している場合は 2 人介助の必要性はあると思うが、自力歩行をしている場合、介助者が 2 人いても何の役にも立たない。
- ・介助者 2 人が両脇を抱えて歩くというのは逆に歩きづらい。
- ・2 人派遣について、府と実施者で検討してほしい。

(事務局)

- ・有資格者の場合は、介護研修等で車椅子の操作も含め 1 人で介助できるよう研修を受けている。
- ・派遣制度については、意思疎通支援を目的としたもの。意思疎通支援が主たる目的で、介護は対象にならない。
- ・意思疎通を行う上で必要となる介助は対象。意思疎通ではなく介助を主たる目的とした派遣や、対象とならない介護を目的とした派遣については、そもそも認められない。

(委員)

- ・制度上そのような考えになることは理解。
- ・盲ろう者の高齢化が進む中で、車椅子利用者も増えている。今後、国に対し「車椅子を利用する盲ろう者が増えており、車椅子利用者に対する 2 人派遣について検討してほしい」という投げかけは可能か。

(委員)

車椅子だけではなく、単独歩行が困難な盲ろう者がいる。そういう人も 2 人派遣を認めてほしい。

(事務局)

- ・登録者の障がいや車椅子の利用状況について把握することについては、実施者と協議し、検討する。
- ・平衡障がいにより単独歩行が困難な場合の 2 人派遣は、意思疎通支援ではなく、移動の介護。他の障がい福祉サービス等で支援が行われるべき。

(委員)

- ・制度はそのとおり。
- ・移動介護を行っている制度と、本派遣制度を組み合わせる方法についても今後検討が必要。制度間をどう乗り越えていくのかは検討してほしい。
- ・こうした実態があることは国に報告し、どのようにサービス内容を充実していくのか検討願うという依頼をしてほしい。

(委員)

- 車椅子利用者が全て 2 人介護になるわけではない。体重や状態をふまえて判断することになっている。
- 個々の状況をとらえ、意思疎通支援は 1 人だけという考えに膠着するのではなく、事故がないよう保障するのが府の責務。
- 通訳・介助は 1 人だけというのであれば、重度訪問介護をつけるためにはどうしたら良いか、同行援護をつけるにはどうしたら良いか仕組みを検討すべき。

【議題2 資料6についてのまとめ】

実施者と実態把握や 2 人派遣を行う場合の規定の見直し等について協議し、必要に応じて国へ働きかける。

■議題3 盲ろう者支援施策について

資料7 事業実績推移（3年間）

(事務局)

資料7により説明

- 養成、派遣については単純な比較はできないが、令和 2 年、元年の同時期の実績と比較して、件数の大幅な減少はない。
- 新型コロナウイルス感染症の影響もあったが、感染対策に努めながら実施できている。
- 盲ろう者支援センター事業のうち、パソコン指導者サポーター養成研修等は、昨年度と同様に実施できる見込み。
- 生活訓練等は昨年以上の参加があった。
- レクリエーションについては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止したのものもあるが、順調に実施できている。

(委員)

大変良い実績。

以上